

令和6年3月定例教育委員会会議録

1. 開催日時 : 令和6年3月28日(水) 9時00分から11時30分まで

2. 会 場 : 白杵市役所 白杵庁舎1階 大会議室

3. 出席委員 :	教育長	安東 雅幸
	教育長職務代理者	神田 岳委
	委 員	村上 睦美
	委 員	佐藤 雄一
	委 員	木本 邦治

4. 出席職員 :	教育次長兼教育総務課長	後藤 誠也
	学校教育課長	新名 敦
	社会教育課長	川辺 宏一郎
	文化・文化財課長	神田 高士
	学校教育課参事監	麻生 幸誠
	学校教育課課長代理	高野 紀幸
	社会教育課総括課長代理	東 正吾
	社会教育課総括課長代理	山崎 鉄夫
	文化・文化財課課長代理	東 貴則
	教育総務課課長代理	亀井 寛美
	教育総務課主事	佐藤 祥次

5. 傍 聴 人 : なし

1. 開会宣言

(事務局)

本日の出席者の報告を行います。本日出席者5名、欠席者0名で出席者が過半数に達しましたので、白杵市教育委員会会議規則第3条の規定により、本会は成立となりました。以上報告いたします。

(教育長)

これより臼杵市教育委員会、令和6年3月定例会を開会いたします。

本日の委員会の会期は、本日限りいたします。次に、会議録署名委員に村上委員と木本委員の2名を指名いたします。

今回の日程のうち、非公開とするのは、「3. 協議事項」のうち、報告第5号「専決処分の承認を求めることについて(教職員(小・中学校)の内申について)」を非公開としたいので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」に基づき、採決を行います。これに賛成の委員は挙手願います。

(委員 挙手あり)

(教育長)

全会一致で非公開いたします。

2. 教育長報告

(教育長)

続きまして、「2. 教育長報告」を行います。別紙の令和5年度3月行事予定表をご覧ください。

1日、午前中に高等学校の卒業式、午後には中学校の卒業式が行われました。教育委員の皆様には中学校の卒業式にご参加していただき、ありがとうございました。

2日、子ども司書認定書交付式を子ども図書館にて行いました。

3日、旧野津高校跡地再活用のあり方検討市民会議が開催されました。

4日、定例校長・所長会が開催されました。また、議会の通告がありましたので、部内検討会を行いました。

5日、3月議会が開会されました。また、市長賞詞の贈呈式を行いました。今回は4名の方が受賞されました。

5日と6日、県立高等学校の入学試験が行われました。

7日、国の会計検査院による会計検査が行われました。

8日、亀城大学閉級式が行われました。

11日、中央地区振興協議会と合同で避難訓練を行いました。午後には第3回総括安全衛生委員会が行われました。

12日～14日、3月議会の一般質問が行われました。教育委員会に対して6本の質問が行われました。

17日、NHK のど自慢が開催されました。

18日、三役日程調整会議、事務局連絡会議が行われました。

19日、臨時校長・所長会を行いました。

22日、小学校の卒業式が行われました。教育委員の皆様には小学校の卒業式にご参加していただき、ありがとうございました。

24日、うすき食文化フェスが行われました。雨天での開催となりましたが、大盛況となっていました。

26日、小・中学校の終了式が行われました。3年間かけて作り上げたうすきっこかるたの贈呈式を執り行い、市内11園のこども園が参加をしました。また、国宝臼杵石仏報恩法要が行われました。

27日、3月議会が閉会しました。

28日、定例教育委員会、臨時課長会が開催されます。

29日、学校退職者、市職員退職者の辞令交付式、職員退職者出向辞令交付式、職員出向辞令交付式を行います。

30日、うすきっこガイド・学芸員の認定書交付式を歴史資料館にて開催予定です。

以上で教育長報告を終了しますが、ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。これをもって教育長報告を終わります。

3. 協議事項

(教育長)

それでは、「3. 協議事項」に移ります。

〈非公開〉

(教育長)

続きまして、第10号議案「臼杵市立幼稚園の設置に関する条例の廃止に伴う教育委員会規則の整備について」の説明を教育総務課よりお願いします。

(教育総務課長)

第10号議案「臼杵市立幼稚園の設置に関する条例の廃止に伴う教育委員会規則の整備について」の説明を行います。臼杵市立幼稚園の設置に関する条例の廃止に伴う教育委員会規則の整備について、臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求

めるものであります。以前の定例教育委員会にて、臼杵市立幼稚園の設置に関する条例の廃止に対して、議決をいただきました。条例の廃止に伴い、規則・告示・訓令の整備が必要となります。資料の2ページをご覧ください。条例の廃止に伴い、規則の廃止、規則・告示・訓令の一部改正が生じております。資料には廃止・一部改正の一覧表を添付しております。これからは資料に基づき、説明をさせていただきます。議案1ページの第2条をご覧ください。「臼杵市教育委員会事務局組織規則」について説明を行います。資料5ページをご覧ください。修正箇所を朱書きにしております。「庶務」の部分「財務会計事務その他一般教育行政事務に係る統制」という形に一部改正しております。資料の6ページをご覧ください。第16号中の「幼稚園及び」という言葉を削除いたします。また、資料の7ページの第7号中の「及び幼稚園の就園」という言葉を削除いたします。資料の8ページの(23)に「学校給食事業に関すること」を新規で追加いたします。今まで23号であったものを24号という形に改正いたします。続きまして、「臼杵市教育委員会公印規則」について説明を行います。資料の11ページをご覧ください。これについては、「幼稚園の印」及び「園長の印」がありましたが、条例の廃止に伴い、公印の部分の削りという形になりました。臼杵市立〇〇学校支援センター所長印が20項から18項に変更となります。続きまして、議案2ページをご覧ください。第4条「臼杵市教育委員会職員の職の設置に関する規則」について説明を行います。資料12ページをご覧ください。第3条第1項中の職名の部分である「園長、教頭、教諭」の部分の削除いたします。続きまして、第5条「臼杵市立学校施設使用条例施行規則」について説明を行います。第3条第1項中の「、中学校長及び幼稚園長」を「及び中学校長」に改正いたします。続きまして、第6条「臼杵市公民館条例施行規則」について説明を行います。第8条第1項第2号中の「、市立幼稚園及び市立保育所」を削除いたします。続きまして、第7条「臼杵市立学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する規則」について説明を行います。「第3条第2号」を「前条第2号」という形に改めます。また、「第2条第2項及び第5項」を「第2条第2号及び第5号」に改正いたします。さらに、「(平成17年臼杵市告示第104号)」と「及び旧戸上小学校区、旧宮小松小学校区、旧田野小学校区、南野津小学校旧出羽分校及び小郡の丘に居住する幼稚園児(以下「通学支援園児」という。)」及び第7条第5項、第8条2号中、「(通学支援園児が乗車する場合は、低学年に併せて降園させるものとする。)」を削除いたします。第13条の第1号中、「、小学校及び幼稚園」を「及び小学校」に、同条2号中「または、」を「又は」に改正いたします。以上で説明を終わります。

(教育長)

第10号議案「臼杵市立幼稚園の設置に関する条例の廃止に伴う教育委員会規則の整備について」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。第10号議案については承認という形で進めさせていただきます。

続きまして、第11号議案「臼杵市立幼稚園の設置に関する条例の廃止に伴う教育委員会訓令の整備について」の説明を教育総務課からお願いします。

(教育総務課長)

第11号議案「臼杵市立幼稚園の設置に関する条例の廃止に伴う教育委員会訓令の整備について」の説明を行います。臼杵市立幼稚園の設置に関する条例の廃止に伴う教育委員会訓令の整備について、臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき、議決を求めるものです。理由につきましては、臼杵市立幼稚園の設置に関する条例の廃止に伴い、関係する教育委員会訓令の一部改正を行う必要があるためです。先程と同様に資料を見ながら説明をさせていただきます。31ページをご覧ください。「臼杵市教育委員会事務決裁規程」について説明を行います。第2条第1号中の「園長」を削除いたします。別表第2中の(4)「園児の入園及び退園許可に関すること。」を削除いたします。それにより、1号ずつずれ、11号までとなっております。別表3中の「及び園長」、「及び幼稚園」を削除し、同表中の「校外授業、園外保育等」を「校外授業等」に改正いたします。続きまして、議案第2条「臼杵市学校勤務職員服務規程」について説明を行います。第1条中及び第5条中の「幼稚園、」を削除いたします。第5号第1項中の「幼稚園、」及び「園長又は」を削除し、「当該校長等」を「当該校長」に改正し、同条第2項～第4項、第6条及び第7条の文中に記載してある「当該校長等」を「当該校長」に改正いたします。続きまして、議案第3条「臼杵市立学校処務規定」について説明を行います。別表第1中「学校・幼稚園名」を「学校名」に改正し、同表幼稚園の項を削除いたします。続きまして、議案第4条「臼杵市立学校財務事務取扱規程」について説明を行います。第1条中の「幼稚園及び小学校並びに中学校及び」を「小学校及び中学校並びに」に改正し、第2条中の「法令」の次に「、条例」を追加いたします。「平成17年臼杵市規則第54号」を「平成20年臼杵市規則第48条」に改正し、「、臼杵市債権管理規則(平成17年臼杵市規則第55号)」を削除いたします。また、第3条第1項及び第5条第1項中の「及び園長」を削除いたします。以上で説明を終わります。

(教育長)

第11号議案「臼杵市立幼稚園の設置に関する条例の廃止に伴う教育委員会訓令の整備について」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。第11号議案については承認という形で進めさせていただきます。

続きまして、第12号議案「臼杵市立幼稚園の設置に関する条例の廃止に伴う教育委員会告示の整備について」の説明を教育総務課からお願いします。

(教育総務課長)

第12号議案「臼杵市立幼稚園の設置に関する条例の廃止に伴う教育委員会告示の整備について」の説明を行います。臼杵市立幼稚園の設置に関する条例の廃止に伴う教育委員会告示の整備について、臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第16号の規定に基づき、議決を求めるものです。理由につきましては、臼杵市立幼稚園の設置に関する条例の廃止に伴い、関係する教育委員会告示の一部改正を行う必要があるためであります。先程と同様に資料を見ながら説明をさせていただきます。議案第1条「臼杵市幼保連絡協議会要綱」について説明を行います。第1条及び第2条第2号中の「公私立」を「私立」に改正いたします。続きまして、議案第2条「臼杵市特別支援連絡協議会設置要綱」について説明を行います。別表4項中の(15)「臼杵市立幼稚園、園長代表」を削除し、16号～18号を1つずつ繰り上げます。続きまして、議案第3条「臼杵市フッ化物洗口事業検討委員会設置要綱」について説明を行います。第1条中「及び幼稚園(以下「公立学校等」という。)」及び第3条第2項第3号、第4号及び第6号中「等」を削除いたします。続きまして、議案第4条「臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱」について説明を行います。第2条第1項中第3号を削除し、第4号を第3号とします。第3条第1号中「、中学校生徒及び幼稚園園児」を「及び中学校生徒」に改正し、同条第2号中「及び幼稚園」を削除いたします。第6条第1項表中の「幼稚園園児及び幼稚園に勤務する職員、8月以外の月分記載の3,900円と8月分記載の0円」を削除いたします。以上で説明を終わります。

(教育長)

第12号議案「臼杵市立幼稚園の設置に関する条例の廃止に伴う教育委員会告示の整備について」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。第12号議案については承認という形で進めさせていただきます。

続きまして、第13号議案「教育委員会事務局の人事異動について」の説明を教育総務課から説明をお願いします。

(教育総務課長)

第13号議案「教育委員会事務局の人事異動について」の説明を行います。教育委員会事務局の人事異動について臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第6号の規定に基づき、議決を求めるものです。令和6年3月31日及び令和6年4月1日付けで人事異動発令を次のように行います。当日配布資料の61ページに異動名簿を添付しておりますので、ご覧ください。まず課長・参事級でございますが、佐藤産業観光課長が異動により、教育次長兼教育総務課長併防災危機管理課参事となっております。また、日高保険健康課総括課長代理が異動・昇任により、文

化・文化財課課長兼白杵市文化財管理センター所長となっております。退職者については、私と神田文化・文化財課長が退職という形になっております。総括課長代理級でございますが、藤田社会教育課総括課長代理が異動により転出となり、会計課総括課長代理となっております。続きまして、課長代理級でございますが、武野学校教育課主幹が部門内異動及び昇任により、学校教育課課長代理兼白杵学校給食センター所長となっております。また、若林会計課課長代理が異動により転入し、社会教育課課長代理となっております。高野学校教育課課長代理兼白杵学校給食センター所長が異動により転出となり、税務課特別収納推進室室長となっております。続きまして、任期満了ということにより、釘宮学校教育課教育指導主事兼部落差別推進・人権教育室主事が今回の異動により、市浜小学校の教頭となっております。主幹級以下の異動につきましては、お手元の資料をご覧くださいと思います。以上で説明を終わります。

(教育長)

第13号議案「教育委員会事務局の人事異動について」の説明がありましたが、ご質問等ありませんでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。第13号議案については承認という形で進めさせていただきます。

続きまして、第14号議案「令和6年度白杵市学校教育指導方針を定めることについて」の説明を学校教育課から説明をお願いします。

(学校教育課長)

第14号議案「令和6年度白杵市学校教育指導方針を定めることについて」の説明を行います。令和6年度学級指導方針を定めることについて、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第1号の規定に基づき議決を求めるものです。理由としましては、令和6年度白杵市学校教育指導方針を定める必要があるためです。別紙資料をご覧ください。この学校教育指導方針が核となる部分となりますので、本日ご承認いただければ、校長会等で示したいと考えております。各学校については、この学校教育指導方針をもとに学校方針を定めるという流れになっております。全部で23ページありますので、昨年度から変更したもの、核となる部分について説明させていただきます。目次をご覧ください。目次の中で、全体像、基本方針、具体的な行動計画という形で示しております。2 ページをご覧ください。白杵市の教育方針を記載しておりますが、朱書きの部分、加筆・修正をしたものとなっております。教育方針である「白杵の未来をたくましく拓き、超スマート社会をしなやかに生き抜く、白杵っ子の育成」は変更しておりません。しかし、超スマート社会ということは、どのような社会なのかという詳細な説明が必要であることとそのような中でたくましく拓き、しなやかに生き抜く白杵っ子をどのように育成をするかという部分を修正いたしま

した。この部分については、詳細に説明させていただきます。「現在はAIやIoTなどの急速な技術の進展に伴い、Society5.0時代といわれている」、「世界的規模で平和や環境問題の対応を迫られるなど、先行き不透明な状況もある。そのような中で、学校教育においては、そのような予測困難な状況において、子どもたちがこれからの時代を生き抜いていくための基盤となる力を総合的に育成することが求められている。」と記載してあります。単純に勉強ができる・わかるということではなく、予測困難な時代を生き抜く子どもの力を総合的につけたいという意味があるため、1番最初に述べております。それ以降につきましては、全国的な過疎化や少子化を背景に、臼杵市の小中学校においても児童生徒数や学級数の減少による学級の小規模化が進行している。

そのような情勢を踏まえ、臼杵市教育委員会では3つの教育として、郷育、協育、響育について記載しております。特に現状の課題として、過疎化と少子化を背景に今後さらに小規模化が進んでいくということを明確に示すために修正をしております。また、大分県教育委員会の重点方針である「子どもの力と意欲の向上に向けた組織的取組の推進～芯の通った学校組織を基盤とした教育水準の向上～」を踏まえ、基盤となる学校マネジメントの進化に向けた以下の取組を推進すると記載してあります。これについては、大分県教育委員会の重点方針を示しております。

大分県教育委員会の重点方針につきましては、毎年修正されており、臼杵市としても大分県教育委員会の重点方針を踏まえて、市の方針を定めるという形にしております。大分県教育委員会の重点方針は6つあります。1つ目が「授業改善の徹底」、2つ目が「体力向上の推進と健康課題への対応」、3つ目が「いじめ不登校対策等の推進」、4つ目が「教職員の資質能力の向上」、5つ目が「学校における働き方改革の推進」、6つ目が、「教育指導体制の強化(県⇄市町村⇄学校)」となっております。続きまして、4ページをご覧ください。臼杵市学校教育指導方針の重点施策として、「幼小中一体教育を基盤とした、学校・家庭・地域・行政をつなぐ横断的きょう育(3つの教育＋今日育)ネットワークの構築」を挙げております。臼杵市は幼小中一体教育はかなり推進できており、浸透してきていると感じています。また、3つのきょう育＋今日育徹底ができていていると感じておりますので、大幅な修正はありません。今後はポスターを作成しますので、幼小中一体教育と3つのきょう育＋今日育を明記した上で、周知徹底を図りたいと考えております。続きまして、6ページに令和6年度の重点施策の取組について記載しております。朱書きとなっている「学校マネジメント推進指針」が追加されております。追加した理由としましては、大分県教育委員会が学校マネジメント推進指針を新たに設定したためであります。そして、学校マネジメントの4つの観点はもとに「学校評価の4点セット整理表」を作成することになりましたので、修正しております。③「子どもたちとの信頼関係構築に向けた教職員及び外部人材とのつながり強化」とにつきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、地域児童生徒支援コーディネーター等との連携を図りながら行っていくことを記載しております。続きまして、7・8ページをご覧ください。7ページ中段に「架け橋カリキュラム」の作成と記載されております。これは幼小の繋がりを強化するということで、年長と小学校1年生を連携してつなぐカリキュラムの作成となります。8ページ中段に中学校2年生全員に対する健康診断について記載しております。今までは肥満度が高い生徒や逆に痩せすぎの生徒を含めて、抽出しての検査を行っていましたが、臼杵市と連携して中学校2年生

全員に対する健康診断を実施する取組が今年度より始まります。8ページの下段には、部活動の地域移行に向けた取組を白杵市部活動地域移行検討委員会と協力しながら推進するというところで、記載しております。続きまして、11ページをご覧ください。中段のキャリア教育については、学ぶことと自己の将来の繋がりを見通し、一人一人が社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を身につけることができるようにカリキュラムを作成し、キャリア教育の目的について明確に示すために修正しております。続きまして、12ページ以降が具体的な行動計画となります。まず13ページをご覧ください。学校組織力向上については、部分的に修正が多いのですが、県の学校マネジメント推進指針の改定に伴い、文言等の修正を加えたものです。(1)①・②の目標達成マネジメント、③・④の組織マネジメントと記載してありますが、組織をあげて対応するということとを強調するために修正しております。そして、⑤が連携と分担によるマネジメントになります。15ページ中段から学力向上について詳しく述べております。特に16ページの(3)小学校教科担任制の推進をご覧ください。②のiii)に複数人による指導支援体制の強化と朱書きで記載しております。児童理解の深化、学習の進度や規律を統一することと県からの加配教員、白杵市独自の加配教員を配置することで複数人での指導体制を確保していることを記載しております。17ページをご覧ください。上段に指導教諭及び指導方法工夫改善教員を中心とした授業力向上に向けた取組の充実を記載しております。白杵市は2校に県の加配教員、指導方法工夫に係る加配教員を確保しておりますので、その指導をしっかりと行うということで記載しております。21ページ中段にいじめ見逃しゼロ・新たな不登校児童を出さない学校づくりの推進を記載しております。特にいじめにつきましては、発生してからの対応だけでなく、見逃しをゼロにすることが大切だと考えております。不登校対策についても、不登校出した後の対応ではなく、新たな不登校児童生徒を出さないための学校づくりを行っていくための具体的な方針について記載しております。以上で説明を終わります。

(教育長)

第14号議案「令和6年度白杵市学校教育指導方針を定めることについて」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(村上委員)

ご説明ありがとうございました。8ページ②の健康課題への対応の中で、中学校2年生全員に対する健康診断の2次健診を実施することは大変良いことだと思います。③の歯と口の健康づくりの記載がありますが、白杵市は虫歯が多いと聞いております。フッ化物洗口だけではなく、健康診断のような2次検査を実施する考えはあるのでしょうか。

(学校教育課長)

村上委員ご指摘の通り、虫歯の数が増えており、県全体の課題となっております。歯科健診を行った上で、結果を通知することは全学校でやっている状況です。2次健診といったことを白杵市

独自でできるのかどうかについては、今後検討させていただきたいと思います。フッ化物洗口については、コロナ禍で実施できていませんでしたが、昨年度から希望者に対して実施するという体制を整えております。このフッ化物洗口や歯磨き指導、食に関する指導を行い、保険健康課と連携を取りながら行いたいと考えております。

(村上委員)

ありがとうございました。検査の結果については、保護者に対して文書で通知しているのでしょうか。

(学校教育課長)

学校長から全保護者に対して文書で通知しております。

(村上委員)

分かりました。ありがとうございます。

(教育長)

今回の中学校2年生の健康診断については、保険健康課の予算で実施することになっております。この健康診断を受診するように依頼を行うのですが、どれくらいの生徒が受診するのかが課題だと思っております。夏休み中に実施することや学校で実施可能なか等を含めて検討しなければならないと考えております。この取組については受診率をあげなければ効果がないと思っておりますので、関係課と連携をとって実施したいと思います。その他ご質問等ありますでしょうか。

(神田委員)

20ページの白杵っこ輝きプロジェクトの(1)①幼児教育について理解を深め、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」という文言があるのですが、主語が誰なのか分からない状態です。現在の幼児教育は学校教育とは異なっており、アクティブラーニングが進んでおり、自発的な幼児教育になりつつあります。誰が誰のために育って欲しいのかというのが問題になるかなとは思いました。

(学校教育課長)

ご指摘ありがとうございます。この件については、先生たちだけがわかればいいというものではありませんので、検討させていただきたいと思います。

(神田教育長職務代理者)

分かりました。ありがとうございます。

(教育長)

その他ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。第14号議案については承認という形で進めさせていただきます。

続きまして、第15号議案「令和6年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて」の説明を社会教育課からお願いいたします。

(社会教育課長)

第15号議案「令和6年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて」の説明を行います。令和6年度社会教育基本方針を定めることについて臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第1号の規定に基づき議決を求めるものです。資料編の1ページをご覧ください。令和6年度社会教育基本方針(案)としております。変更事項については朱書きで修正しております。1ページ目中段をご覧ください。社会教育課の方針としては、「社会教育施設を拠点にした、生涯学習活動による、生き生きと暮らせる環境づくり」としてしております。2ページ中段をご覧ください。社会教育の重点目標の具体策としましては、3つあります。1つ目は「地域力を生かした臼杵っこの育成と親育て(学校・家庭・地域・行政の連携)」についてです。内容については、家庭教育学級等による親力向上を図る取組を記載しております。2つ目は「協育コーディネーターを活用した臼杵っこの育成」についてです。内容としましては、放課後子ども教室や中3生公民館教室、中3生放課後教室等を主催しております。3つ目は「公民館等社会教育施設の整備及び利活用の促進」についてです。続きまして3ページ中段をご覧ください。社会体育の重点目標の具体策として2つあげております。1つ目は「市民ひとり1スポーツの推進」です。内容としては、臼杵スポーツ推進計画に基づいた生涯スポーツの推進を図ります。2つ目は「誰でも気軽に取り組むことができるウォーキングやポッチャの普及促進」です。市内16ヶ所に設置しているウォーキングコースの利用促進に努めていきたいと考えております。続きまして、公民館の方針についてです。重点目標の具体策として社会教育、生涯学習の拠点としての公民館施設の修繕と備品整備になります。安全で快適な施設運営を実施したいと考えております。市民の輝き続ける自分づくり、生きがいづくりを目的とした公民館教室の開催としましては、住民ニーズに合った教室や講座の開設を継続していきたいと考えております。続きまして、5ページをご覧ください。部落差別解消推進・社会人権教育の重点目標として3つあげております。1つ目は、公民館を拠点とした部落差別解消推進・社会人権教育啓発の推進として、臼杵地域では臼杵人権文化セミナーを7回実施し、293名が参加しております。野津地域では野津人権学習講座を4回開催し、74名が参加しております。2つ目は、人権研修講師派遣の推進です。学習講座として21回開催し、563名が参加しております。フィールドワークについては、17回開催し、351名が参加しております。3つ目は戸室台集会所を拠点とした人

材の育成についてです。戸室台開放学習会を3回実施し、44名の参加となっております。続きまして、6ページをご覧ください。図書館の重点目標としては3つあげております。1つ目は、読書のまちづくりステーションの機能充実を図ります。2つ目は、読書習慣の定着を図り、読書活動を通じて、豊かな感性・思いやりの心・ふるさとを愛する心を育むため、学校や保育所・認定子ども園、地域関係機関との連携を強化いたします。3つ目は、ふるさと白杵を愛する心(郷土愛)の育成については、今年度完成したうすきっこかるたを有効活用して実施したいと考えております。以上で説明を終わります。

(教育長)

第15号議案「令和6年度白杵市社会教育基本方針を定めることについて」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(木本委員)

学校教育の方針等の関係があるとおもうのですが、学力の向上を柱にしながら集団で行う総合的な学習の取組が進んでいると感じています。その取組の中で、広域人事との兼ね合いもあり、先生方が他郡市からこられる方もかなり増えています。地域の教育的な財産等を生かし切れてない部分があることに加え、少子高齢化が進行していく中で高齢者と子どもたちが触れ合う機会が少なくなってきております。社会教育の方針の中にもありますが、コミュニティスクールや地域振興協議会の連携強化が大きな課題になっていると思っております。このようなことを踏まえると、これまで以上に協育コーディネーターを積極的に活用していただきたいと思っております。

(教育長)

木本委員が言われるように協育コーディネーターと学校、地域をつなぐことが重要になると考えております。協育コーディネーターは社会教育指導員という仕事も兼任で行っていただいており、それぞれの中学校に配置しております。その他ご質問等ありますでしょうか。

(村上委員)

市民ひとり1スポーツの推進の中で、諏訪山体育館を活用してポッチャ大会を開催することになっているのですが、野津地区の人にとっては交通手段がない高齢者が多いので、諏訪山体育館まで行くことが難しい方が多いと思うのですが、野津地域での開催は検討していないのでしょうか。

(社会教育課長)

現在、スポーツ推進委員会を中心にポッチャの普及促進を図っております。野津地域でも要望があれば、地域の体育館での開催を検討したいと思います。

(村上委員)

分かりました。ありがとうございます。

(教育長)

その他ご質問等ありますでしょうか。

(教育長)

ありがとうございます。第15号議案については承認という形で進めさせていただきます。

続きまして、第16号議案「臼杵市社会教育指導員の委嘱について」の説明を社会教育課からお願いいたします。

(社会教育課長)

第16号議案「臼杵市社会教育指導員の委嘱について」の説明を行います。臼杵市社会教育指導員を委嘱することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求めるものです。今回8名の社会教育指導員のうち、新たに委嘱するのは2名の方となっております。永松さんが高齢者団体・女性団体の活動支援、新名さんが読書活動推進の支援となっております。任期については、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。資料編の7ページに年齢・性別等を記載した名簿、8・9ページには設置規則を添付しておりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

(教育長)

第16号議案「臼杵市社会教育指導員の委嘱について」の説明がありましたが、ご質問等ありませんでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。第16号議案については承認という形で進めさせていただきます。

続きまして、第17号議案「臼杵市協育コーディネーターの委嘱について」の説明を社会教育課からお願いします。

(社会教育課長)

第17号議案「臼杵市協育コーディネーターの委嘱について」の説明を行います。臼杵市協育コーディネーターを委嘱することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求めるものです。第16号議案でご承認いただいた、臼杵市社会教育指導員と併任しており、同様の方に委嘱を行います。任期については、令和6年4月1日から令

和7年3月31日までとなっております。資料編の10ページに年齢・性別等を記載した名簿、11・12ページには設置規則を添付しておりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

(教育長)

第17号議案「臼杵市協育コーディネーターの委嘱について」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。第17号議案については承認という形で進めさせていただきます。

続きまして、第18号議案「臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員の委嘱について」の説明を社会教育課からお願いします。

(社会教育課長)

第18号議案「臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員の委嘱について」の説明を行います。臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員を委嘱することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求めるものです。今回、社会教育指導員である樋口さんに委嘱を行います。任期については、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。資料編の13ページに年齢・性別等を記載した名簿、14・15ページには設置規則を添付しておりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

(教育長)

第18号議案「臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員の委嘱について」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。第18号議案については承認という形で進めさせていただきます。

続きまして、第19号議案「臼杵市文化財保存活用地域計画の作成について」の説明を文化・文化財課からお願いします。

(文化・文化財課長)

第19号議案「臼杵市文化財保存活用地域計画の作成について」の説明を行います。臼杵市文化財保存活用地域計画を定めることについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第1号の規定に基づき議決を求めるものです。臼杵市文化財保存活用地域計画のパブリックコメント募集が終了したことにより、別紙のとおり当該計画案を文化庁の審査に提出するものであります。理由については、臼杵市に点在する文化財の今後のより効果的で適切な保存と活用の均衡をはかる目的で、文化財保護法第183条の3の規定により、臼杵市文化財保存活用地域計画を定めるので、同規定による文化庁の計画認定を受けるための審査に踏まえて提出するためであります。臼杵市文化財保存活用地域計画(案)を作成し、昨年3月に関係各課に確認・修正を行っていただき修正した後に、文化庁と審査のやりとりを行い、文言の修正を受けております。昨年の3月から内容の変更はありません。文言の修正を行い、約240ページであったものを約140ページにまとめ、内容をよりわかりやすくしました。今回、ご承認をいただければ、再度文化庁に提出し、審査通過後は文化庁承認という形になります。簡単に内容を説明させていただきます。56ページをご覧ください。現在の臼杵市には、指定文化財が220件、埋蔵文化財とされる周知遺跡の数が222件、今回のこの計画書を作るために調査をして把握した未指定の文化財が662件、合計で1,104件にわたる文化財が市内に存在しているということを把握しております。これら进行分析して調査して分析を実施することで、臼杵の豊かな自然環境、豊かな生活文化、多彩な産業と生業、多様な宗教文化、そして灰石の文化という5つのテーマに分類されるということを考えております。臼杵の歴史文化の特性というものは豊かな気候風土に育まれた多彩多様な歴史文化を保存と活用を行っていくということになります。計画書の69ページをご覧ください。基本理念として、「臼杵の歴史文化を文化財から学び、臼杵の未来のためにみんなで考え、行動しよう」ということを明記しております。今までは文化財を保存するものであると認識が非常に強くありました。しかし、文化財というものは一人ひとり、国民一人ひとりが憲法に基づいて、権利と義務を果たすためにどうすればよいかということを戦後の歴史教育がされていると言われております。このことから、本当の文化財の活用というものは一人ひとりが国民としてこの国で暮らし、多くの人々と交わっていくために必要なことは何かを学ぶためのものだということだと考えております。この理念を達成するために、文化財を知る・守る・活かすという3つの方針についてまとめております。この課題をどのように解決していくかという方針とそのためになにが必要かという措置をここにまとめているところであります。今までの調査に加えて、この計画書に記載してある調査をしていく必要があります。今までの臼杵の歴史を物語る上で基準となっているものが、臼杵市史と野津町誌というものになります。臼杵市史は刊行されてから33年が経過しております。野津町誌も刊行から約30年経過しております。その後、臼杵市と野津町が合併したことにより、さらに新しい歴史観が見えてきております。このような調査をすることで、再度臼杵市史を新しく再編する必要があるのではないかと記載しております。臼杵市には歴史資料館がありますが、展示しかできない状況です。他所の博物館や資料館は、文化財を収蔵する場所・展示をする場所・調査研究をする場所・教育普及をする場所があります。このような場所があつて初めて博物館施設といえるもの

であることが博物館法や文化財保護法で規定されております。将来的にこの計画書の計画期間は約10年ということになっておりますが、その10年の中で調査を重ね、新たに臼杵の歴史について分かったこと、それを来館される方々に伝えていくための施設整備の検討をすることを計画書に記載しております。以上で説明を終わります。

(教育長)

第19号議案「臼杵市文化財保存活用地域計画の作成について」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(村上委員)

野津町と臼杵市の考え方の違いについてご質問いたします。序章の部分の中に「さまざまな文化や多様な人間を受け入れている都市的な意識を有する臼杵地域の風土と、典型的な村落的意識の野津地域とでは、精神風土に違いが感じられるのも確かである。それだけに歴史文化の証言者である文化財に対する意識や歴史・文化的な価値観が異なることは否めない」と記載されている箇所があります。臼杵地域は文化財や文化レベルが高いが、野津地域ではそうではないと受け取りました。臼杵地域と野津地域でそのような差があるのかと疑問を感じたので、文言の修正はできるのでしょうか。

(文化・文化財課長)

村上委員からご指摘していただいたことについては、村上委員が考えられていることは真逆だと考えています。野津地域は村落的意識が強いために、良いイメージがないという捉え方をしていると思うのですが、野津地域には昔の様々な文化財が残っております。野津という地域に鎌倉時代から室町時代にかけて土地を開発し、守ってきました。例えば、石塔や五輪塔などのものが現在も残っております。つまり、自分たちの先祖に対する敬意が非常に強いですが、都市的な地域については先祖に対する経緯が薄いと考えられます。そのため、臼杵地域ではそのようなところが認められないということになります。文化財の分布状況やこのような論文は既に発表されております。これは決して否定しているわけではなく、都市部と村落で文化的な違いがあるということを記載しております。

(村上委員)

分かりました。回答していただき、ありがとうございます。

(教育長)

野津地域には下藤キリシタン墓地をはじめとする多くの文化財が残っております。村上委員からのご意見を参考に文言の修正を検討したいと考えております。その他ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。第19号議案については承認という形で進めさせていただきます。

4. 教育施策に係る報告

(教育長)

これより、「4. 教育施策に係る報告について」に移ります。

「公立学校のあり方に関する基本方針について」の説明を教育総務課からお願いします。

(教育総務課長)

「公立学校のあり方に関する基本方針について」の説明を行います。内容については、先月の定例教育委員会で説明させていただき、3月議会での協議においても、質疑等はありませんでしたが、内容を変更する項目はありませんでした。本日配布しているのが、最終的な基本方針(案)であり、朱書きになっている部分については、パブリックコメントをいただいた意見を参考にし、文言等を修正している部分であります。別紙「意見募集結果の概要」をご覧ください。今回のパブリックコメントで47名から145件のご意見をいただきました。約1ヶ月間に及ぶ閲覧期間を設け、意見集約を行いました。意見分類という形で6つの項目に分けております。①は案の修正について、②は既に案に入っている内容、③案に反映できないが今後の参考になるもの、④案に反映できないが意見(要望)として伺うもの、⑤質問、⑥その他という形で分類しております。分類の件数及び分類については記載のとおりとなっております。近日中にホームページに掲載をし、市民の方々に公表する予定となっております。以上で説明を終わります。

(教育長)

「公立学校のあり方に関する基本方針について」の説明がありましたが、何かご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

その他、教育施策についてご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

5. 教育予算について

(教育長)

これより、「5. 教育予算について」に移ります。

「令和5年度補正予算(3月定例市議会)について」、「令和6年度当初予算(3月定例市議会)について」の説明を教育総務課からお願いします。

(教育総務課長)

先月の定例教育委員会にて令和5年度3月補正と令和6年度当初予算についての説明させていただきました。先日、3月議会が終了し、承認をいただきましたので、確定版をお知らせいたします。内容等については、先月の定例教育委員会で説明した通りですので、説明の方は省略させていただきますと思います。以上で説明を終わります。

(教育長)

「令和5年度補正予算(3月定例市議会)について」、「令和6年度当初予算(3月定例市議会)について」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

その他、教育予算についてご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは、教育予算については終わりたいと思います。

6. その他

(教育長)

続きまして、「6. その他」に移ります。

「令和6年度入学式について」の説明を学校教育課からお願いします。

(学校教育課)

入学式についてですが、事前にお配りした資料の中に「白杵市立小中学校の入学式の参加に

ついて」という文書を送付しております。新年度につきましては、中学校が4月9日(火)、小学校が4月10日(水)ということになっております。教育委員の方々にそれぞれ分担していただくことになっております。詳細な日程が各学校よりまだ届いておりませんので、詳しい案内については、届き次第、ご連絡いたします。中学校の参加予定については、北中学校に安東教育長、南中学校に村上委員、西中学校に木本委員、東中学校に神田教育長職務代理者、野津中に佐藤委員ということで計画しております。小学校については、市浜小学校に佐藤委員、臼杵小学校に安東教育長、川登小学校に村上委員、野津小学校に木本委員、臼杵南小学校に神田教育長職務代理者ということで予定をしておりますので、同じく都合が悪い場合等がありましたら、ご連絡をお願いいたします。大変お忙しい時期ではあると思いますが、参加の上、告辞をお願いしたいと思います。告辞については、既に配布しておりますので、そちらご持参ください。以上で説明を終わります。

(教育長)

「令和6年度入学式について」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

その他について、ご質問等ありますでしょうか。

(佐藤委員)

先日、卒業式に出席させていただきました。感動的であった部分を報告させていただきます。中学校については、とても引き締まった立派な式であり、卒業生と在校生の挨拶が共に素晴らしく、大人顔負けの堂々とした挨拶をしていました。一つひとつの内容や構成が考えられており、会場にいた保護者の方々も感動していました。小学校については、校長先生がとても優しく穏やかに話していました。校長先生の挨拶後に会場から拍手が出たことがとても印象に残りました。

(教育長)

ご報告ありがとうございます。この件については、各学校の校長先生にもご報告をしたいと思います。その他ご質問等ありますでしょうか。

(村上委員)

先日、臼杵市の公式LINEで「令和5年度臼杵市ヤングケアラー実態調査をしました」というお知らせが来ました。LINE友達になっている人だけにでも、周知することによって、ヤングケアラーの認知度が上がるのでとても良いと思いました。保護者の方々も自分の子どもはよくお手伝いを

してくれるって思っていたが、実はヤングケアラーであったと気づく方もいるかもしれません。今後の対応として、ヤングケアラー支援事業に関することわかりやすく伝えるためにチラシを作成することになっておりましたので、子どもたちは先生や周りの大人に伝えたら助けてもらえるという安心感を持つことができるため、大変良い取り組みだと思いました。今後も毎年この調査を実施し、ヤングケアラーに該当する子どもたちの支援を継続してほしいと思います。

(学校教育課長)

公式LINEで報告するとともに、該当調査を実施した保護者には紙媒体にて通知をしております。また、子ども子育て課にてヤングケアラーに該当する子どもについては、面談等を実施するなどの個別の対策を行っております。今後も継続して周知を行っていきたいと思います。

(教育長)

ご意見ありがとうございます。その他ご質問等ありますでしょうか。

(神田教育長職務代理者)

質問2件と提案1件になります。1つはICTについてです。徳島県にてタブレットの問題がありました。学年が変わるとタブレットも変更になると思うのですが、タブレット破損等の故障率を教えてくださいたいと思います。回答は後日で構いません。もう1つが、日本版DBSについてです。先日、閣議決定をしたので、実施する方向になると思うのですが、白杵市としてどのように関与するのか、どのような人たちが該当するのか等の説明をわかりやすくしていただきたいと思います。この件も後日で構いません。もう1つは提案なのですが、小学校の持参した水筒の中に異物混入事件がありました。恐らく、学校内での問題だったと思うのですが、小中学校の出入口のセキュリティの甘さが原因だと考えています。白杵市内の小中学校の出入口に関してもセキュリティが甘い部分がありますので。監視カメラ等を設置した方が良いと思います。予算的な措置もあると思いますが、検討をしていただければと思います。

(学校教育課参事監)

タブレットについては、大分県内で共同調達をしているものになります。他メーカーが製造しているタブレットを比較すると故障率が低いと考えられます。先日、会計検査が実施されましたので、過去の統計を記録してあります。詳細な数字については、後日お渡ししたいと思います。通常使用による故障はほとんどない状態であります。故障の原因については、落下による液晶破損が主

な原因となっております。

(学校教育課長)

日本版DBSの件については、現段階で詳細を把握していませんので、分かり次第お伝えさせていただきますと思います。出入口のセキュリティの件については、検討したいと思います。

(神田教育長職務代理者)

分かりました。ありがとうございます。

(教育長)

その他ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

7. 閉会

(教育長)

以上をもちまして、3月定例教育委員会を閉会します。